

# バス制度の概要等について

---

国土交通省 東北運輸局  
宮城運輸支局 輸送・監査部門  
令和7年5月

(1) バス制度の概要 P3～

(2) 乗合事業の各種手続きについて P8～

(3) 運賃協議会の設置について P18～

# (1) バス制度の概要

## 道路運送法の目的（第1条）

○輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること

## 道路運送法における定義等（第2条）

○「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業

## 旅客自動車運送事業の種類（第3条）

- 一般旅客自動車運送事業（乗合、貸切、乗用）
- 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送するもの）

公共交通には旅客自動車運送事業のほか、自家用自動車による有償旅客運送が用いられる。

## 一般乗合旅客自動車運送事業（4条許可）

### ○乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業

#### ○3つの態様がある

1. **路線定期運行**（路線を定めて、停留所の時刻設定が定時であるもの） → 例としては路線バス、高速バス等
2. **路線不定期運行**（路線を定めて不定期に運行するもの） → 例としては深夜型シャトルバス等
3. **区域運行**（路線を定めずに旅客の需要に応じた乗合運送を行うもの） → 例としてはデマンドタクシー等

#### ○地域公共交通会議等の合意により許可要件等の緩和が可能な事項（一部抜粋）

- ・【申請の標準処理期間】 許可申請 3ヶ月 → **2ヶ月**（路線定期運行、路線不定期運行、区域運行）  
認可申請（路線の新設） 3ヶ月 → **1ヶ月**（路線定期運行、路線不定期運行）  
※標準処理期間は補正等に要する期間が含まれません。  
したがって、補正に時間がかかればその分、処理期間も延びることになります。

- ・【乗車定員】 11人以上 → 11人未満も可（路線定期運行、路線不定期運行、区域運行）
- ・【最低車両数】 6台 → 地域の実情により6台未満も可（路線定期運行）  
3台 → 地域の実情により3台未満も可（路線不定期運行、区域運行）

#### ○道路運送法第9条第4項に定める協議会（運賃協議会）の合意により許可要件等の緩和が可能な事項

- ・【運賃】 上限運賃認可 → 届出（路線定期運行）

## 一般貸切旅客自動車運送事業

### ○一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送するもの

- ・ 例としては、観光バス、スクールバスなどの契約輸送など
- ・ 車種区分：大型・中型・小型・コミュータの4区分

## 一般乗用旅客自動車運送事業

### ○一個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送するもの

- ・ 例としては、一般のタクシー、介護タクシーなど
- ・ 車種区分：特定大型・大型・普通の3区分

## 自家用有償旅客運送とは

○バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。

## 交通空白地有償運送

○交通空白地（※）において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの。

○対象者

- ・ 地域住民
- ・ 観光旅客その他の当該地域を来訪する者

※移動を希望する者が、恒常的に、許容可能な時間内に公共交通を利用できない地域・時間帯。  
（タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域等）

## 福祉有償運送

○単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。

○対象者

以下に掲げる者のうち、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人

- ・ 身体障害者
- ・ 精神障害者
- ・ 知的障害者
- ・ 要介護者
- ・ 要支援者
- ・ 基本チェックリスト該当者
- ・ 肢体不自由その他の障害を有する者

## 運送の対価

○実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価であること。

○対価の目安

- ・ 路線を定めて行う場合
  - …当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を目安に設定。
- ・ 区域を定めて行う場合
  - …当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割を目安に設定。受給の変動等に対応して、対価の額を変動させることも可能。

## 1. 地域公共交通会議の目的

- 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項、その他必要となる事項を協議する
- 地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与する

## 2. 地域公共交通会議の設置及び運営

- 一又は複数の市町村、又は都道府県が主宰
- 地域公共交通会議は原則公開
- 書面協議も可      など

## 3. (3) 自家用有償運送の必要性及び対価

- 自家用有償運送の運行について協議する場合は、下記の内容について協議する
  - ・自家用有償旅客運送の必要性
  - ・運送の区域
  - ・旅客から收受する対価
  - ・その他必要と認められる措置

## 3. (2) 適切な乗合旅客運送の態様等

- 地域公共交通会議では下記の内容について協議する
  - ・運行の態様
  - ・事業計画（路線、営業区域、使用車両等）
  - ・運行計画
  - ・路線又は営業区域の休廃止等
  - ・その他必要と認められる措置

## 3. (6) 交通会議の運営方法などその他の協議

- 上記の他輸送サービスの変更等必要と認める事項について協議を行う

## 4. 地域公共交通会議の構成員

- 構成員は道路運送法施行規則第4条の2第1項に掲げる者、地域の実情に応じその他の者を加えることも可
- 構成員の選任、変更については、構成のバランスに留意
- 自家用有償運送に係る協議の際には、地域公共交通のエキスパートなどの人材を加えるなど配慮

## 5. 地域公共交通会議における協議

- 地域公共交通会議において協議が調った場合に、合意があったものとみなす
- 公平・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮し、関係者間のコンセンサスの形成を目指す
- あらかじめ設置要項に議決にかかる方法を定める

## 7. 申請処分後における主宰者の役割

- 相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者等からの苦情その他に対応するため、連絡窓口を整備

## コミュニティバスの定義

○交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村が主体的に計画し、以下の方法により運行するもの

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス・タクシー
- ・市町村自らが自家用有償旅客運送の登録を受けて行う交通空白地有償運送

## コミュニティバス導入時の留意すべき事項

### ○基本的な考え方

- ・路線定期運行を基本としつつ、地域の特性に応じたサービスを組み合わせ、整合性のとれたネットワークを構築
- ・公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営の路線バスを補完し、交通ネットワークの一部を形成

### ○事業計画（路線、営業区域、使用車両、停留所等）

- ・路線や区域については、コミュニティバスの役割分担を明確にした上で、路線バスと競合しないよう検討すべき
- ・市町村等が、同一地域内を運行する路線バスの運行事業者を含む関係者からヒアリングをすることが望ましい
- ・使用車両（バリフリ法への適合、予備車の必要性など）の検討、停留所・乗降場所は路線バスとの乗り継ぎを考慮

### ○運行計画（運行系統、運行回数、運行時刻）

- ・路線バスでは運行できない時間帯をコミュニティバスが分担するなど、運行系統、運行回数、運行時刻の設定にあたっては、相互の補完を図り、競合を回避するよう配慮すべき
- ・運転手の乗務時間等にも留意する必要

### ○運賃及び料金等

- ・乗合運送の事業者へ委託する場合は、他の事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分な検討が必要

### ○市町村が運行を委託する場合における運行主体の選定方法

- ・運行経費 ・収益拡大策 ・運行の安全性 ・利用者の利便性 ・環境への配慮 ・緊急時の対応能力

### ○市町村が運行を委託する場合におけるその他の配慮事項

- ・運行主体の責に帰すことのできない要因により予期せぬ経費の増大、運賃収入の減少などがあつた場合には、衡平の観点から委託費の適切な見直しが行われることが望ましい
- ・運行主体が車両を購入して運行する場合であつて、5年未満で運行委託契約が終了する場合には、残期間の車両償却費の負担について適切な配慮がなされることが望ましい



## (2) 乗合事業の各種手続きについて

## 乗合事業の許認可申請・届出一覧

| 種別   | 内容                                                                                                   |    | 道路運送法   | 道路運送法<br>施行規則 | 宛先  | 道路運送法施行令  | 部数 | 提出期限                                             | 標準<br>処理期間                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------|---------------|-----|-----------|----|--------------------------------------------------|-------------------------------|
| 許可   | 事業経営許可                                                                                               | 許可 | 第4条第1項  |               | 局長※ | 第1条第1項第1号 | 3  | —                                                | 3ヶ月<br>(協議事案等<br>2ヶ月)         |
| 運賃   | 上限運賃等                                                                                                | 認可 | 第9条第1項  | 第8条           | 局長※ | 第1条第1項第2号 | 3  | —                                                | 3ヶ月<br>(停留所新設・変更<br>による事案1ヶ月) |
| 運賃   | 運賃等設定・変更<br>・実施運賃<br>・上限認可運賃の範囲内の運賃                                                                  | 届出 | 第9条第3項  | 第9条           | 局長  | 第1条第1項第3号 | 3  | 30日前<br>(他社路線競合等<br>の場合はあらかじめ)                   | —                             |
| 運賃   | 運賃等設定・変更<br>・協議運賃                                                                                    | 届出 | 第9条第4項  | 第9条           | 局長  | 第1条第1項第3号 | 3  | 30日前<br>(他社路線競合等<br>の場合はあらかじめ)                   | —                             |
| 運賃   | 運賃等設定・変更<br>・軽微運賃(定観、高速、路線不定期、区域運行)                                                                  | 届出 | 第9条第6項  | 第10条          | 局長  | 第1条第1項第3号 | 3  | 30日前<br>(高速・定観は7<br>日前、一時的需<br>要増等の場合は<br>あらかじめ) | —                             |
| 約款   | 運送約款の設定及び変更                                                                                          | 認可 | 第11条    | 第11、12条       | 局長  | 第1条第1項第5号 | 3  | —                                                | 1ヶ月                           |
| 事業計画 | 事業計画の変更<br>・路線の新設<br>・営業区域の新設・変更・廃止                                                                  | 認可 | 第15条第1項 | 第14条          | 局長※ | 第1条第1項第6号 | 3  | —                                                | 3ヶ月<br>(軽微事案2ヶ月、<br>協議事案等1ヶ月) |
| 事業計画 | 事業計画の変更<br>・最大値変更、・車庫の位置及び<br>収容能力・路線不定期運行の路<br>線廃止                                                  | 認可 | 第15条第1項 | 第14条          | 支局長 | 第1条第4項第1号 | 2  | —                                                | 2ヶ月<br>(協議事案1ヶ月)              |
| 事業計画 | 事業計画の変更<br>・車両数<br>・運行系統、発地の発車時刻、着<br>地の到着時刻(路線不定期運行)<br>・運送の区間、発地の発車時刻、<br>着地の到着時刻、運行間隔時間<br>(区域運行) | 届出 | 第15条第3項 | 第15条          | 支局長 | 第1条第4項第1号 | 2  | あらかじめ                                            | —                             |

| 種別   | 種別2                                                                                                                                       |    | 道路運送法         | 道路運送法<br>施行規則  | 宛先  | 道路運送法施行令       | 部数 | 提出期限                                   | 標準<br>処理期間 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------|----------------|-----|----------------|----|----------------------------------------|------------|
| 事業計画 | <b>事業計画の変更</b><br>・主たる事務所の名称及び位置<br>・営業所の名称及び位置<br>・停留所名称・位置、停留所間の<br>キロ程                                                                 | 届出 | 第15条第4項       | 第15条の2         | 支局長 | 第1条第4項第1号      | 2  | 事後延滞なく                                 | —          |
| 事業計画 | <b>事業計画の変更</b><br>・路線の休止・廃止(路線定期運<br>行)                                                                                                   | 届出 | 第15条の2        | 第15条の5         | 局長  | 第1条第1項第6号      | 3  | 6ヶ月前<br>(旅客の利便を阻<br>害しない場合は3<br>0日前)   | —          |
| 運行計画 | <b>運行計画の設定</b><br>・運行系統、時間帯ごとの運行回<br>数、始発の時刻の設定(時間<br>帯ごとの運行回数15回以下の場<br>合は、加えて運行時刻の設定)                                                   | 届出 | 第15条の3<br>第1項 | 第15条の<br>12、13 | 支局長 | 第1条第4項第2号      | 2  | 30日前<br>(高速・定観及び<br>一時的な需要の<br>場合は7日前) | —          |
| 運行計画 | <b>運行計画の変更</b><br>・運行系統、時間帯ごとの運行回<br>数の変更                                                                                                 | 届出 | 第15条の3<br>第2項 | 第15条の<br>13    | 支局長 | 第1条第4項第2号      | 2  | 30日前<br>(高速・定観及び<br>一時的な需要の<br>場合は7日前) | —          |
| 運行計画 | <b>運行計画の変更</b><br>・時間ごとの運行回数が現行16回<br>以上あり、公示で定める範囲内<br>の運行回数の変更<br>・回数に変更がなく、始発終発時<br>刻変更だけの場合<br>・運行回数が15回以下の系統に<br>おける運行回数、運行時刻の変<br>更 | 届出 | 第15条の3<br>第3項 | 第15条の<br>14    | 支局長 | 第1条第4項第2号      | 2  | 事後延滞なく                                 | —          |
| 休止廃止 | <b>事業の休止・廃止</b><br>(路線定期運行)                                                                                                               | 届出 | 第38条          | 第25条           | 局長  | 第1条第1項<br>第27号 | 3  | 6ヶ月前<br>(旅客の利便を阻<br>害しない場合は3<br>0日前)   | —          |
| 休止廃止 | <b>事業の休止・廃止</b><br>(路線不定期運行、区域運行)                                                                                                         | 届出 | 第38条          | 第25条           | 局長  | 第1条第1項<br>第27号 | 3  | 30日前                                   | —          |

※地方的な路線の基準(施行規則 67 条)に該当しないもの等は大臣権限のものあり

## 注意点

○許認可申請には標準処理期間があります。

申請には地域公共交通会議等の協議が前提となる場合があるため、標準処理期間を踏まえた開催時期の設定、事前準備が重要です。

（例：路線新設認可申請の場合　＜開始時期：10月1日　標準処理期間1ヶ月＞）

運輸支局への申請期限　　8月31日

地域公共交通会議開催日　○月○日（準備期間○日）

申請書類を作成する期間　○日

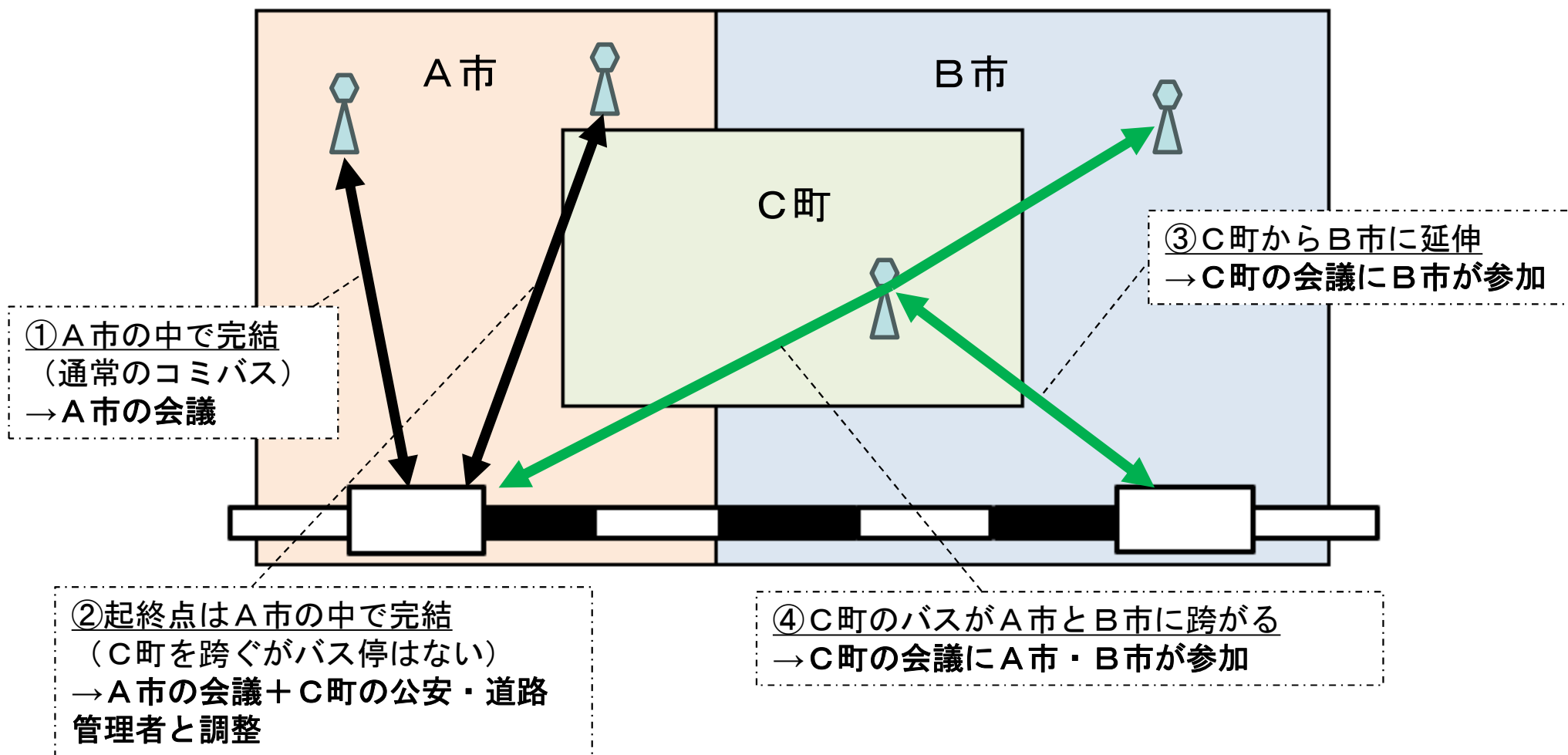
※標準処理期間には申請書類の不備による補正期間は含まれませんので、余裕を持って申請下さい。

なお、申請書類は事前確認を行うことも可能です。

**スケジュールを明確にすることが重要！**

- ・ 道路運送法等の特例を受けない場合、会議体が存在しない場合もある
- ・ 路線によっては調整相手（警察や道路管理者）が異なる

〔連携の例〕 ※例であるため、異なるケースもあり





○乗合事業の場合、事業計画に加えて運行計画を設定します

【路線定期の事業計画】路線、営業所、配置車両数、車庫の位置及び収容能力、車両の最大値、停留所

【 " の運行計画】運行系統、運行回数・時刻、運輸する期間

○路線の記載事項は「起点及び終点の地名及び地番」「キロ程」「主たる経由地」

## 資料作成のポイント

①新設と廃止の両方を行う場合は、それが明確にわかるように記載

②公安委員会（警察）と道路管理者の事前確認状況を明確に記載



〇〇線の再編

運行事業者：〇〇バス(株)

系統：〇〇線（〇駅～〇市役所）

キロ程：〇.〇km→〇.〇km

事前確認状況

・公安委員会 R7.4.1

・道路管理者

宮城県 R7.4.3

〇〇市 R7.4.8

公共交通会議等で協議を調える



運送事業者が道路運送法やその他関係法令の特例を受けられる

一方で . . .

- ・ 協議すべき事項の欠落
- ・ 説明や会議資料の不足による事実誤認



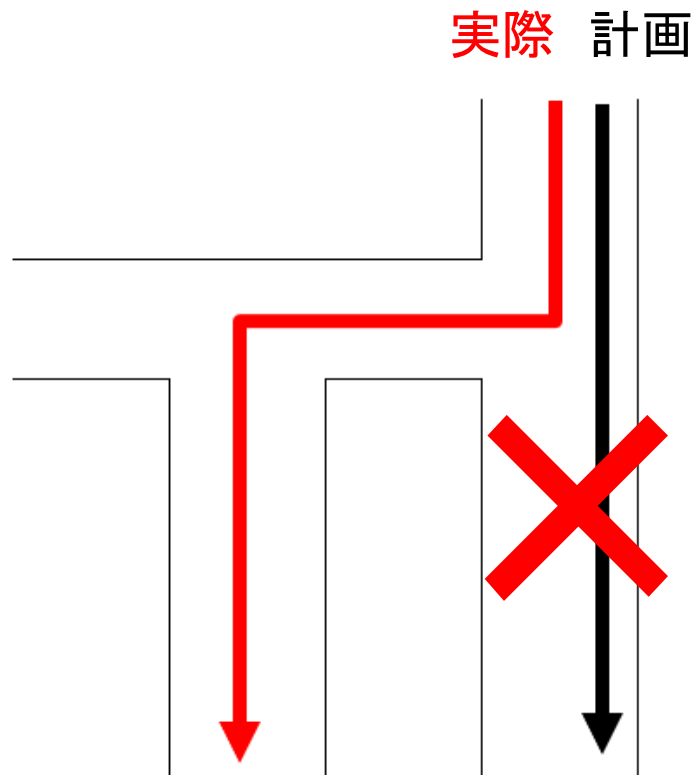
再協議や運行開始の遅れに直結する

このため、事務局側は . . .

- ★ 道路運送法やその他関係法令を理解し、手続きに漏れがないよう委員に対して説明できるようにする
- ★ 運行事業者が申請する際に必要となる情報を的確に把握する

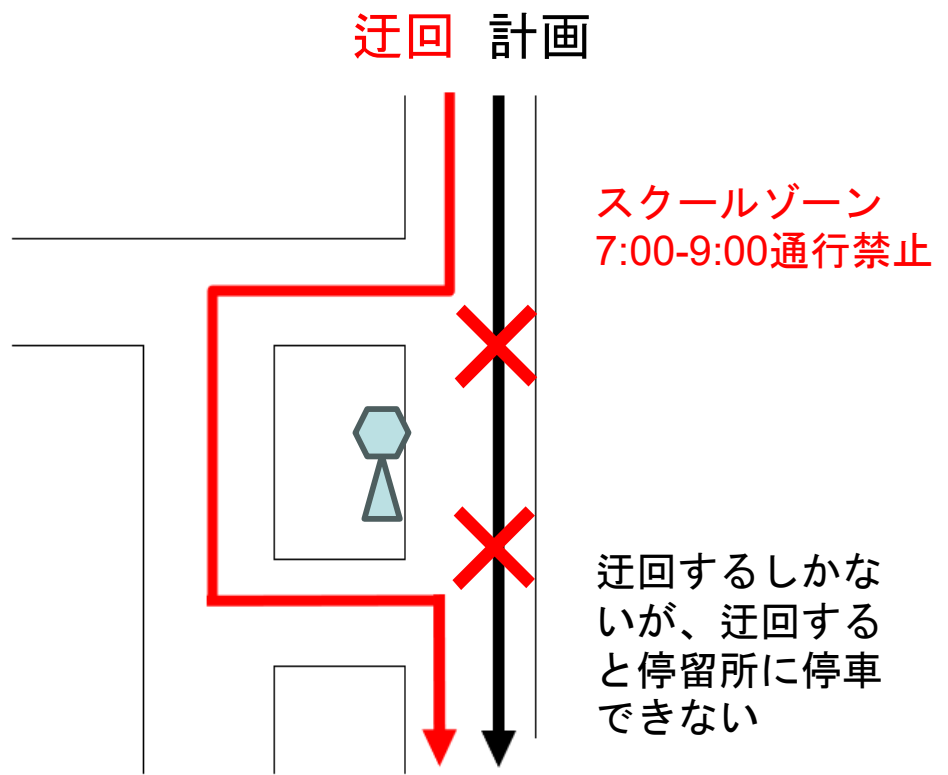
## ケース①

古い道路地図で協議を行い、実際は道路が付け替わっていた



## ケース②

通行規制標識を見落としていたことが協議後に発覚した





## ケース①②に共通していること

- ・実際に試走している
- ・協議後、事業者が申請手続きを行ってから気づいた



**安全確保の観点から  
絶対にあってはならない**

走行環境や条件は刻々と変化するため、当然ながら突発的なことも発生する

→ 少しの「気づき」で解決・防止できることが多い  
「住民や利用者のため」過ちを突き通さず、すぐに改めることが重要

令和6年4月～

- 時間外労働時間の上限が年960時間に制限
- バス運転者の拘束時間等を定めた「改善基準告示」が改正

→ダイヤ設定に支障がないか、事前に運送事業者と調整が必要

## バス運転者の改善基準告示



令和6年4月～適用

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1か月(1年)、<br>4週平均1週<br>(52週)の<br>拘束時間 | ①②のいずれかを選択                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                      | <div>①1か月(1年)の基準</div> <div>1年：3,300時間以内<br/>1か月：281時間以内</div> <div>【例外(貸切バス等乗務者<sup>(※1)</sup>の場合)】労使協定により、次のとおり延長可<br/>1年：3,400時間以内<br/>1か月：294時間以内(年6か月まで)<br/>281時間超は連続4か月まで</div> <div>※1：貸切バス乗務者、乗合バス乗務者(一時的需要に応じて運行されるもの)、高速バス乗務者等</div> |
| 1日の拘束時間                              | <div>②4週平均1週(52週)の基準</div> <div>52週：3,300時間以内<br/>4週平均1週：65時間以内</div> <div>【例外(貸切バス等乗務者<sup>(※1)</sup>の場合)】労使協定により、次のとおり延長可<br/>52週：3,400時間以内<br/>4週平均1週：68時間以内(52週のうち24週まで)<br/>65時間超は連続16週まで</div>                                            |
|                                      | 13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)                                                                                                                                                                                                                   |
| 1日の休息期間                              | 継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない                                                                                                                                                                                                               |
| 運転時間                                 | 2日平均1日：9時間以内      4週平均1週：40時間以内<br>【例外(貸切バス等乗務者 <sup>(※1)</sup> の場合)】労使協定により、4週平均1週44時間まで延長可(52週のうち16週まで)                                                                                                                                       |
| 連続運転時間                               | 4時間以内(運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上)<br>高速バス・貸切バスの高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努める<br>【例外】緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる                                                                                                           |

## 道路運送法

(乗合旅客の運送)

**第二十一条** 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

### 【通達】

「平成18年9月15日付 国自旅第140号」

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて



- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難
- ・ 運行する期間が原則1年以下のもの
- ・ イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証実験等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行等

**※地方公共団体からの要請がある場合の実証実験については下記のとおり**

- ①当初から1年以上の計画がある運行については、1年以上（3年程度）の期間を認める
- ②実証実験を実施したものの、有益な実証実験データが得られない等の理由により再申請がなされた場合は、再度許可（通算3年程度）することとする

### (3) 運賃協議会の設置について

- これまで**地域公共交通会議等において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議**する）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

## 改正前

### ○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### ○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
  - イ **道路管理者**
  - ロ **都道府県警察**
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

## 改正後

### ○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）**又は都道府県**
- 二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。



## ① 運賃協議会の設置

(対応例)

- ・ 運賃協議に特化した新たな協議会を設置
- ・ 地域公共交通会議（これまで運賃協議をしていた会議）の要綱に、「運賃の協議は別に定める構成員で行う」等の規定を追加
- ・ 地域公共交通会議の「分科会」や「WG」として、構成員を定めて協議を行う等の規定を追加

※学識経験者・有識者はいわゆる「オブザーバー」等としての参画が基本となりますが、法第9条第4項第4号に規定する者（関係住民の意見を代表する者として指名する者）としての参画も可能です。

## ② 運賃協議会の開催方法

(対応例)

- ・ 運賃協議会単独での開催
- ・ 地域公共交通会議の開催前または開催後に連続して開催。ただし、連続して開催する場合は、運賃協議会の構成員以外は退室する、地域公共交通会議とは別室で行うなど、留意が必要です。

※独占禁止法のカルテルに該当しないよう、運賃を定めようとする乗合事業者のみが協議に参加。  
また、複数事業者の運賃（区域運行を複数事業者が実施など）を協議する場合は、独占禁止法上の疑義が生じないよう、1事業者ごとに行うなど配慮が必要。

## ③ 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置

- ・ 「公聴会」はあくまでも例示ですので、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、その他の方法によることも可能です。

(対応例)

パブリックコメント、市政広報誌、自治会への説明と事業者説明会、自治体ホームページでの意見募集、住民・利用者・利害関係者等に対するアンケート調査 等